

〔昭和十年四月〕

(注記1) 発普三五号
 定決裁 4月10日 文書課長
 (注記2)
 昭和十年二月二十七日提案
 庶務課長 (服部)
 普通学務局長 (下村)
 専門学務局長 (赤間)
 学芸課長 (石丸)
 実業学務局長 花押 (服部)
 学務課長 (小笠原)
 (注記3) 月 日
 (注記4) 起案者
 (注記5) 送 發
 (注記6) 昭和十年二月二十七日提案
 庶務課長 (服部)
 普通学務局長 (下村)
 専門学務局長 (赤間)
 学芸課長 (石丸)
 実業学務局長 花押 (服部)
 学務課長 (小笠原)
 (注記7) 次官 (三邊)
 (注記8) 次官 (三邊)
 (注記9) 近來各種ノ学校ノ同窓会(又ハ学友会)ニシテ法人組織ニ改メン
 トスルモノ漸ク増加スルノ傾向アリ今ニシテ一定ノ標準ヲ設ケ
 其ノ法人設立ニ統制ヲ加フルコト無クンバ公益団体トシテ形式
 ノミ整備シテ其内容実質ノ之ニ伴ハザルモノヲ生ズルノ虞アリ
 (注記10) 依リテ今後同窓会法人設立許可ノ際ニハ左記ノ標準ニ依リ詮議
 相成可然哉
 記
 一、単ニ会員ノ親睦団体ニ過ギザル同窓会(又ハ学友会)ハ原則
 トシテ其法人設立ヲ許可セザルコト
 二、相当ノ資産ヲ有シ社会的活動ヲ目的トスル同窓会ハ其法人
 (下 札)

設立ヲ許可スルコト

〔加筆〕
〔参考〕

同窓会法人設立許可条件標準

- 一、資産壹万円以上有スルコト
- 二、経費八年約壹千円以上ナルコト
- 三、社員ハ大約壹千名以上ナルコト
- 四、事業ハ会誌ノ発行、会員ノ互助慶弔、講習会講演会ノ開催、母校ノ後援等ノ他特段ノ社会的活動ヲ為スコト

〔注記1〕

〔例規類纂材料〕

〔注記2〕

〔例規登録済〕^{〔有原〕}〔印〕

〔注記3〕

〔要記入〕

〔注記4〕

〔スミ 4・1〕

〔注記5〕

〔202〕

〔注記6〕

〔完結〕

〔注記7〕

〔記入済〕

〔注記8〕

〔記録掛 12・10・18 受領〕

〔注記9〕

〔回付月日／3年2日 実業／3月28日 専門〕

〔注記10〕

〔一五〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記11〕

〔一行置参考ト記載ノコト〕

〔下札〕

〔中山〕種別 つ三ノ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 普通局伺 同窓

会法人設立許可ノ標準 例規材料ノ番号 発普三五ノ結了年月日

昭 一〇・四・一〇 / 保存年限 ムキ / 枚数 2

〔自大十三年至昭二十二年 法人総規〕
〔文部省^⑨ SA, 32-7, 2507〕